第百二条第一項中「第九十七条の二第一項第三号」の下に「又は第五号」を加え、同条第二項中「前条第二項」を「第百一条の四第二項」に改め、同条第三項中「第九十七条の二第一項第三号」の下に「又は第五号」を加え、「前条第二項」を「第百一条の四第二項」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、公安委員会は、第八十九条第一項、第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定により提出された質問票の記載内容、第百一条の五の規定による報告の内容その他の事情を考慮するものとする。

第百四条の二の三第六項中「、第三項」を「、第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」を「第三項」に、「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「、第一項」を「、第三項」に、「第五項」を「第七項」に、「第四条の二の三第一項」を「第百四条の二の三第三項」に、「又は同条第三項」を「又は同条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「とき」の下に「（第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に適性検査を受けないと認めるとき）」を加え、「同項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

公安委員会は、第百二条第一項から第四項までの規定により適性検査を行う場合において、当該適性検査を受けるべき者（免許を受けた者に限る。）が、自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当する疑いがあると認められるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めてその者の免許の効力を停止することができる。この場合において、当該処分を受けた者がこれらの規定に該当しないことが明らかとなつたときは、速やかに当該処分を解除しなければならない。

2　公安委員会は、前項前段の規定により免許の効力を停止したときは、当該処分をした日から起算して五日以内に、当該処分を受けた者に対し弁明の機会を与えなければならない。

第百四条の三第一項中「前条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

第百六条中「第百一条第五項」を「第百一条第六項」に、「第百一条の二第三項」を「第百一条の二第四項」に改め、「更新をし」の下に「、第百二条第六項の規定による通知をし」を、「第百四条の二の三第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

第百七条第三項中「第百四条の二の三第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同条第四項中「場合」の下に「又は当該免許証に係る免許の効力の停止が解除された場合」を加える。

第百七条の三の次に次の一条を加える。

（国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収）

第百七条の三の二　公安委員会は、国際運転免許証等を所持する者が当該国際運転免許証等に係る発給の条件を満たしているかどうかを調査するため必要があると認めるとき（その者が第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときに限る。）は、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、必要な報告を求めることができる。

（罰則　第百十七条の四第二号）

第百七条の四第一項後段中「公安委員会は」の下に「、前条の規定による報告の内容その他の事情を考慮するとともに」を加える。

第百七条の六中「前条第一項」を「第百七条の四第一項後段の規定による通知をしたとき、前条第一項」に改める。

第百七条の七第一項中「第百四条の二の三第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

第百八条の付記中「第百十七条の四」を「第百十七条の四第一号」に改める。

第百八条の二第一項第二号を次のように改める。

二　取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習

第百八条の二第一項第十一号中「又は特定失効者」を「、特定失効者又は特定取消処分者」に改め、同項第十二号中「特定失効者」の下に「若しくは特定取消処分者」を加え、同項に次の一号を加える。

十四　自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

第百八条の二第三項中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条の付記中「第百十七条の四」を「第百十七条の四第一号」に改める。

第百八条の三の次に次の二条を加える。

（自転車運転者講習の受講命令）

第百八条の三の四　公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

（罰則　第百二十条第一項第十七号）

（自転車運転者講習の受講命令等の報告）

第百八条の三の五　公安委員会は、前条の規定による命令をしたとき又は自転車の運転者が危険行為をしたとき若しくは自転車運転者講習を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、自転車運転者講習に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

第百十条の二第三項中「第七号」の下に「、第四条第三項」を加える。

第百十二条第一項第一号の二中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

第百十七条の四を次のように改める。

第百十七条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第五十一条の三（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第五十一条の十二（放置車両確認機関）第六項、第五十一条の十五（放置違反金関係事務の委託）第二項、第百八条（免許関係事務の委託）第二項又は第百八条の二（講習）第四項の規定に違反した者

二　第八十九条（免許の申請等）第一項、第百一条（免許証の更新及び定期検査）第一項若しくは第百一条の二（免許証の更新の特例）第一項の質問票に虚偽の記載をして提出し、又は第百一条の五（免許を受けた者に対する報告徴収）若しくは第百七条の三の二（国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収）の規定による公安委員会の求めがあつた場合において虚偽の報告をした者

第百十九条第一項第二号の二中「若しくは第四項」の下に「、第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）」を加える。

第百二十条第一項第八号中「若しくは第三項」を「、第二項若しくは第四項」に改め、同項に次の一号を加える。

十七　第百八条の三の四（自転車運転者講習の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

第百二十一条第一項第五号中「第五項まで」の下に「、第三十五条の二（環状交差点における左折等）」を加える。